

京都市高齢者施設等医療提供体制構築事業協力金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の陽性者（高齢者施設等従事者の陽性者は除く。以下「陽性者」という。）が発生し施設内療養を行う高齢者施設等において医師・看護師による治療が可能な体制を構築するため、当該高齢者施設等の施設医又は協力医療機関（以下「施設医等」という。）により治療薬の投与・健康観察等の診療（以下「診療」という。）を行った場合、又は施設医等による診療が実施できず、施設訪問診療等協力機関の医師等が診療を行った場合に、施設医等及び訪問診療等協力機関に対して交付する、協力金及び往診等経費（以下「協力金等」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者施設等 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護、短期入所療養介護、（看護）小規模多機能型居宅介護、障害者支援施設、障害児入所施設又は障害者共同生活援助（障害者グループホーム）であって、市内に所在する施設
- (2) 施設医 高齢者施設等における配置医師又は併設医療機関の医師
- (3) 協力医療機関 高齢者施設等が、介護保険法、老人福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及びその他の関係法令の規定に基づき、利用者の入院や適切な医療の確保などにおいて円滑な協力を得るために、あらかじめ必要事項を取り決めておく医療機関
- (4) 施設訪問診療等協力機関 京都市自宅療養者に係る訪問診療等体制拡充事業協力金交付要綱第6条第1項に規定する登録を受けた、施設等への往診等を可能とする医療機関又は訪問看護ステーション等
- (5) 往診等 陽性者の療養勧告期間中に次の各号に規定する方法により診療を行うこと。
 - ア 施設医等にあつては、往診、オンライン診療又は電話診療
 - イ 施設訪問診療等協力機関にあつては、往診又はオンライン診療

(交付対象者)

第3条 協力金等の交付対象者は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 陽性者が発生し施設内療養を行っている高齢者施設等において、往診等を行った施設医等が属する法人
- (2) 陽性者が発生し施設内療養を行っている高齢者施設等で、施設医等による治療薬の投与等が実施できない場合において、保健所等との調整により、往診等を行った施設訪問診療等協力機関の運営法人

(交付額)

第4条 協力金等の額は、別表に定める額で、予算の範囲内において交付する。

(交付申請)

第5条 条例第9条の規定による申請は、「京都市高齢者施設等医療提供体制構築事業協力金交付申請書(第1号様式)」に往診等の実施内容がわかる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、特別の事由がない限り、施設内療養中の陽性者に対する往診等が終了した日から起算して1月を経過する日までに行うものとする。
- 3 条例第11条第1項第1号による申請は、第3条第2号に規定する施設訪問診療等協力機関にあっては、交付申請後に同一施設に対して再度往診等を行い、協力金等の額に変更が生じる場合、「京都市高齢者施設等医療提供体制構築事業協力金変更交付申請書(第2号様式)」を提出するものとする。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから30日以内に申請内容を審査し、協力金等の交付の可否及び交付の予定額を決定し、「京都市高齢者施設等医療提供体制構築事業協力金交付通知書(第3号様式)」により申請者に通知する。

(実績報告)

第7条 条例第18条第2項第1号に基づき、実績報告は不要とする。

(返還等)

第8条 市長は、協力金等の交付を受けた施設医等及び施設訪問診療等協力機関が次の各号に該当するときは、既に交付した協力金等の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽り、その他、不正の行為があったとき
- (2) その他、条例、規則及びこの要綱に違反したとき

(その他)

第9条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。ただし、令和4年6月1日以降の往診等に係る協力金等から適用する。

別表（第4条関係）

協力金

施設医等	1 対象施設当たり 100 千円		
施設訪問診療等 協力機関	1 施設目	診療患者数 1～5 人	1 対象施設当たり 300 千円
		6～10 人	370 千円
		11～15 人	440 千円
		16～20 人	510 千円
		21～25 人	580 千円
		26～30 人	650 千円
		31～35 人	720 千円
		36～40 人	790 千円
		41～45 人	860 千円
		46～50 人	930 千円
	51 人～	1,000 千円	
2 施設目 以降	診療患者数に関係なく	1 対象施設当たり 300 千円	

往診等経費

医師	診療を行った患者 1 人当たり 30 千円
看護師	診療の補助や健康観察等を行った患者 1 人当たり 18 千円

- 注 1 協力金は、医師の派遣を行った場合のみ対象とする。
- 2 協力金の交付は、1 対象施設当たり 1 回限りとする。
- 3 2 施設以上の施設において往診等を実施した場合は、診療を行った患者数が最も多かった施設に係る協力金について、1 施設目の単価を適用する。
- 4 同一患者に対する往診等経費の交付は、1 日当たり 1 回限りとする。
- 5 施設医等が行う同一患者に対する 2 回目以降の診療に係る往診等経費については、施設医が常駐する高齢者施設等においては、当該患者の容体の変化に伴うもの又は当該高齢者施設等の施設長により診療が必要と判断されたものに限り、交付対象とする。施設医が常駐していない高齢者施設等においては、往診（オンライン診療又は電話診療を除く。）に限り、交付対象とする。
- 6 施設訪問診療等協力機関が行う同一患者に対する 2 回目以降の診療に係る往診等経費については、当該診療がオンライン診療により行われた場合は、交付対象としない。

第1号様式（第5条関係）

京都市高齢者施設等医療提供体制構築事業協力金交付申請書

(宛先) 京都市長	令和 年 月 日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名 電話

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、補助金の交付を申請します。

医療機関等名称	
協力金等の種別	
実施内容	
交付申請額	協力金
	往診等経費

指定口座情報

(※初回時チェック不要。2回目以降、申請時に必ず以下の□にチェックのうえ指定口座を記載)

- 前回指定した口座から変更あり
- 前回指定した口座から変更なし

金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号
口座名義 (フリガナ)			
口座名義 (漢字等)			

第2号様式（第5条関係）

京都市高齢者施設等医療提供体制構築事業協力金変更交付申請書

(宛先) 京都市長	令和 年 月 日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名 電話

令和 年 月 日付け京都市指令 第 号により交付決定を受けた上記協力金等について、京都市補助金等の交付等に関する条例第11条及び京都市高齢者施設等医療提供体制構築事業協力金交付要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり変更申請します。

医療機関等名称		
協力金等の種別		
実施内容		
変更交付 申請額	協力金	
	往診等経費	
既交付 決定額	協力金	
	往診等経費	

第3号様式（第6条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

京都市高齢者施設等医療提供体制構築事業協力金交付通知書

様

京 都 市 長
(担当)

年 月 日付けで申請がありました京都市高齢者施設等医療提供体制構築事業協力金については、京都市高齢者施設等医療提供体制構築事業協力金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付の可否 交付 不交付（理由)
- 2 交 付 額 金 円

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。